

令和 7 年度香川県薬事審議会議事録

1 日 時 令和 8 年 1 月 23 日(金) 15:00～16:00

2 場 所 香川県社会福祉総合センター 7 階 特別会議室

3 出席者

【委 員】飯原なおみ、久米川啓、佐藤宣幸、谷本小百合、谷本満、富野和憲、中筋美保、橋田行子、藤田昭二、星加篤範、増田由美子、山本和幸（以上 12 名出席。五十音順・敬称略）

【幹 事】石原洋一（くらし安全安心課長）、高橋睦雄（医療政策課長）、白井 康子（薬務課長）、佐々木宏樹（産業政策課長）

【事務局】長尾英司（健康福祉部長）、福家啓充（薬務課副課長）、宮脇幸子（薬務課長補佐）、奥田雅宏（同）、豊田みちる（薬務課主任）

【傍聴者】なし

4 議 題

（1）会長、副会長の選出について

（2）報告事項

- ・薬務行政の現状について
- ・医薬品医療機器等法の改正について

（3）意見交換・協議事項

5 議事経過

事務局	（開会あいさつ：健康福祉部長）
事務局	（出席委員 12 名により、香川県薬事審議会条例第 7 条第 2 項に規定する定足数（委員の半数以上）を満たし、会議の成立を報告）
事務局	（出席委員紹介）
事務局	（会長及び副会長の選出） ※委員の互選に諮ったところ、委員から「香川県医師会長の久米川委員に会長を、香川県薬剤師会長の山本委員に副会長をお願いしてはどうか」との発言があり、異議なく了承され、久米川委員が会長に、山本委員が副会長に選出された。
（以後の議事は久米川会長が議長として議事進行）	
会長	（あいさつ）
会長	（署名委員の指名）
幹事（薬務課長）	（報告事項について説明） ・薬務行政の現状について

	・医薬品医療機器等法の改正について
委員	香川県における認定薬局の数が資料で示されたが、認定薬局を利用している患者数を全国と比較したようなデータはあるか。というのも厚生労働科学研究で認定薬局の認知度がまだまだというような研究結果を見たことがある。先程の説明の中で、医療情報ネットの紹介もあったが、一般県民の方に対して他にも何らかの方法で認定薬局を積極的に認知してもらうような手立てを強化すればよいのではないかと感じた。 専門医療機関連携薬局については、実際に認定を受けていなくとも、認定を受けた薬局と同様レベルで機能している薬局があると思う。認定件数がどんどん増えるというのは難しいとは思いますが、少しずつでも増えればいいなという印象を持った。
幹事（薬務課長）	認定薬局を利用している患者数を全国と比較したようなデータはない。 今回の医薬品医療機器等法の改正では、従来の届出制の「健康サポート薬局」がその機能を整理した上で「健康増進支援薬局」として認定制度に移行する。「健康増進支援薬局」とともに、「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局」についても県民のみなさまに対して周知を図ってまいりたい。 一方、資料で示したとおり、認定薬局の方が（認定を受けていない薬局と比較して）色々な取り組みが進んでいることが分かる。県薬剤師会とも協力しながら、認定薬局制度の普及啓発の取組も進めていきたい。
委員	薬剤師職能の向上についても厚生労働科学研究の関連記事に書かれていた。今後はそういった課題への対策も必要となる。
幹事（薬務課長）	薬剤師の職能を広く県民のみなさまに知っていただき、地位の向上を図ることも必要と認識している。徳島文理大学とも協力しながら考えてまいりたい。
委員	今般の医薬品医療機器等法の改正を受けて、薬剤師が取り組まなければならないことが多々あるかと思う。県薬剤師会として、どのように進めていかれるか、お伺いしたい。
副会長	今般の医薬品医療機器等法の改正で県民に身近なところでは、一般用医薬品の販売に関することかと思う。（令和8年5月施行と施行時期が近いものとしては、一般用医薬品のかぜ薬なども該当する場合がある）指定濫用防止医薬品の販売方法の厳格化があるが、会員薬局には販売方法のチェックリスト等を周知するなどして必要な医薬品を必要な方にスムーズに提供できるようにしたいと考えている。 また、今回、緊急避妊薬が特定要指導医薬品として薬局等で取

	り扱うこととなった。必要な研修を受講した薬剤師により、適正な販売を徹底するよう周知してまいりたい。 (先ほど幹事から説明があったが、)「健康サポート薬局」が「健康増進支援薬局」に移行する。現時点では、詳しい認定要件が出ていないが、認定要件が明らかになれば、要件に沿って「健康サポート薬局」から「健康増進支援薬局」に移行できるように会員薬局を支援したいと考えている。単に認定薬局になるのではなくて、その機能を十分発揮して、患者サービスがきちんとできるように薬局の体制づくりを進めてまいりたい。
会長	今回の診療報酬改定では、OTC類似薬(※)について、特別料金を徴収する方向になった。こういうことから、今後は、(薬局等において)一般用医薬品の扱いが増えていくのではないかと。 国民皆保険制度を守るため、セルフメディケーションを進めていこうということが今後の論議の一つになるかと思う。医療用医薬品から一般用医薬品へのスイッチが進み、薬局・薬剤師の重要性が益々増加する。薬剤師の先生方には、しっかりと患者指導をして欲しい。 ※OTC医薬品と成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品 (現時点で77成分、約1,100品目)
(その他「協議事項・意見交換」については、特になし)	